

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（666））

2. 日時：平成30年2月9日 18時15分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員 発電管理室長 他5名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、燃料有効長頂部（TAF）の値の誤りの原因及び対策等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

- 燃料有効長頂部（TAF）の値の誤りの原因及び対策等については、設置変更許可の申請書に対する影響評価であり、保安活動に係る対応については、別途整理すること。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設置変更許可申請書及び審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る原因分析結果